

カール・アイネルト

『十九世紀における手形取引の需要に應ずる手形法』(八)

庄子良男訳

第二六節

手形契約に関する旧理論の放棄によって、いまや手形が手形契約に関する証書であるという觀念もまた消滅する。しかし、手形がそもそも証書であるのかどうか？が問われている。手形は、むしろ外形的には証券として、しかしただ受け戻すことの約束およびその形式に関する証書として現れる。その中で手形が、支払われるべき金額、貨幣の種類、支払が受領されるべき場所、支払が行われるべき時期についての情報を与え、同時に証書としての手形の書式において「支払人が手形の責任を負うことを保証人として引き受けるであろう」という振出人の約束に関して情報を与え、そして「手形が裁判所を前にして手形訴訟の内外で証書としての利用を許され、そしてまたさまざまに証書として用いられること」は、否定されるべきではない。しかしながら、もしひとがそ

もそも受け戻しの約束に関する証書として通用することが手形の目的であると認めようとするならば、手形の本質をまったく見誤ることになるであろう。証書としての手形の特質は、紙幣として奉仕するというその能力を創出するための手段 (das Mittel zu Herstellung seiner Befähigung, als Papiergeld zu dienen) であるに過ぎない。人がその場合、手形は手形契約に関する証券であるという点にとどまるとするならば、ひとは、手形の中に、引き受けられた契約上の義務の履行を達成し、そして、法律の手段において遂行すること、すなわち、契約が存在するという真実と契約の中で給付すべく引き受けられているものを裁判所の前で証明すること、または、自らを他の国家市民との取引においてかの義務に対応する諸権利の所持人として直ちに資格づけること、のための準備しか見出さないであろう。この意図において、すべての契約の種類

に関する証書は、作成され、手渡されるのである。ひとは、ここでは至る所で、証券は契約のために存在していることを認識している。それは、契約そのものを履行へともたらず手段である。手形の場合、そのことは、先に設定された理論によれば、まったく違っている。手形契約が存在する、あるいは、ひとが拘束的な受戻約束をへすべてのその上述の諸形式において手形の受取人が彼に与えられたものとして要求する権利を与えられる限りで、契約とみなそうとする、とするならば、それにもかかわらず手形の振出においては、別の需要が眼中に置かれなければならない。なぜなら手形は、支払手段であるべきであり、そして、この目的はより高いものであるからである。ひとは、手形は、単に紙幣であるために証券であるにすぎない、といってよいであろう。その場合、手形契約を表わすことが書面の最高の目的であるということに留まるときは、このことは手形の利用を満期日へと指示するのである。しかし手形においては、反対のことが登場する。ひとが与え交付しうる手形についての有体的なるものは、そして、書面を担う素材すなわち一片の証券は、手形であり、そして、Kassenbillets、国庫証券、銀行券は、有体物として、紙幣 (papiernes Geld) となるのである。これらの有価証券 (Effekten) においては、だれでもこれらの有体物だけを眼中

におくことになれている。書面から価値のしるし以上の何かを眼中に入れることなしに、日々紙幣をもって取引するいかに多くの人々がいることであろうか。もし誰かがいちど紙幣を読むとすれば、むしろ全く特別の動機が要求される。ひとは紙幣を率直に、それについてへそこからひとは一マルク銀貨のいかに多くの部分をひとが個々の紙片の中に見出すか、あるいは、いかに多くのそのような銀貨が金額項目へと行くかを知る。しるし以外の何もかも調べないところの、貨幣と同様に取り扱っている。そして、この有体的状態だけに、その利用が、そしてしかもへ交付と受け戻しの間に存在する。利用が基礎を置いている。国家は、紙幣を、まさに一切の文字なしにあるいは象形文字をもって正当に発行できるであろう。もし形式が、それによって真正さと金銭の価値を読み取りうるためだけに選択されるときは、その他のことは、ただ勅令にのみ基づくであろう。手形は、しかし証券の形式をもたなければならぬ。それが尋常でなく多くの修正を許しており、それに関してはただ手形自体においてのみ情報が与えられるからである。

フランスの著者は、おそらく、手形証券が手形契約に関する単なる証書以上の何ものであることを認識していた。それゆえポチエ (Pothier, Traité du C.d'change No.3. 手形契約概論) は言う。「為替手形を手形契約と混同すべきでは

ない。為替手形は手形契約の執行のために存在する。為替手形は、それによって契約が執行されるところの手段である。為替手形は、契約を推定させ、それを確認するが、しかしそれは契約それ自体ではない (Il ne faut pas confondre la lettre de change avec le contrat de change, elle est le moyen, par lequel le contrat s'exécute, elle le suppose, et l'établit, mais elle n'est pas le contrat même.)』と。その中に、その後のほとんどのフランスの法学者が入り込んだある神秘主義が存する。パルドシユ (Pardessus part. III. Tit. 2. Ch. 1. §. 318.) と文言どおり一致する、ロクレー (Loqué Liv. I. Tit. III. Sect. 1. Le contrat de ch. s'exécute au moyen de la lettre de change, 「手形契約は為替手形を手段として執行される」) を参照せよ。それについては、同様に、ペルシル (Persil, de la lettre de change. 『為替手形について』 Introd. §. 15.) も、彼が「この契約の執行は、為替手形の引渡しを手段として行われる。為替手形は、それによって手形契約の存在を証明するものであって、手形契約に世間のために差押可能でかつ異なる所有者に順次譲渡可能である物を与える (L'exécution de cette convention s'opère au moyen de la livraison d'une lettre de change. C'est celle-ci, qui en constate l'existence, lui donne un corps saisible pour tout le monde et transmissible successivement à divers propriétaires.)」この著者は、上述の見解に非常に近い。ただ彼は命題を逆に

回転しているだけである。世間のために差押可能である物が、ひとが作ろうとする本来の目的物である。そのためにひとつの契約が先行しなければならぬことを、どこまでペルシル (Persil) と彼の同国人が主張しているかを、ひとはおそらくもつと正しく「為替手形は手形契約に基づいて行われる (la lettre de change s'opère par le contrat de change.)」と言つたとを望むであらう。

第二七節

為替手形においては二重の契約が先行し、手形証券はそれについての証書であり、それに基づいて契約が当事者によって遂行される、というフランス法および旧派の見解は、いまやしかし、さらに別の側面からも、ひととそれによって交付者の保証に、商階級の精神において確かにあるわけではなく取引にもまた適合しないところの、拡張を与えることになるゆえに、その適用において非実際的であるように思われる。この指摘は、その指摘がそれだけでは十分に理論の反駁を完成しないであろうことを認めざるをえないにもかかわらず、おそらく留意するに値する。もしひとが、為替手形が私人の保証に基づく商人の紙幣である (der trassierte Wechsel sei das auf der Garantie von Privaten beruhende Papiergeld der Kaufleute) ことを認めるならば、ひととは、この場合、この保証の全く単

純な目的物を眼前に有するのである。振出人は個々の行為、予防手段、給付を保証するのではない。彼は、支払人が支払いかつ引き受ける、すなわち、受戻しのための振出人の保証に賛同するであろう、という二重の効果を保証するのである。その場合、彼がそれをもって支払人における手形の引受と支払を効果させるところの準備である特殊な保証についてはまったく問題とならないのである。振出人が手形を通知したか、資金を提供したかは、そして、このことが正当に行われているかは、すべて手形行為の外に存する事情である。保証が向けられる二重のことが行われさえすれば、そのための準備は、そもそもすべての受取人にとって、まさに、引渡契約が結ばれた場合にそれによって引渡が効果されうる個々の予防手段を決めることが全く問題とならないように、どうでもよいのである。それが行われなるときは、保証人は、彼が準備を最も注意深く行いそして彼の非常に良心的な業務執行について最も決定的な証明を導くことができるような場合ですら、遡求に服するのである。ところでもし人が、保証の履行のための準備が手形それ自体に先行し、この手形と引き換えにあなたは支払え云々という定式化は支払人に対する振出人の委任であること、および、支払人は引受をとおして委託を引受けることを表示することを、認めるとすれば、ことがらにおいては、手形の実現のための準備の組織が、その組織が

振出人によって行われるように、それに従って代理義務を因るために、問題となるべきであるように思われる。この方法で、ひとは、ナボレオンの立法をみている。フランス商法典は、資金の準備について扱う特別の章 (*de la provision*) を含んでいる。問題の性質に従えば、そのような章は、いかに資金の準備が実行されなければならないかについての諸規定をそれが含む限りにおいて、全く手形法には属していない。そのような章は、表題によれば、手形の引受を実行するために振出人が行わなければならない準備にかかわるものである。いかに僅かにしかこの準備の特別の方向が本来の手形法に属していないかを、立法者が一一五条で「資金は、振出人によって、または、振出人が個人的に義務づけられることをやめることなしに、その者の計算で為替手形が振り出されるであろうところの者によって与えられるべきである (*La provision doit être faite par le tireur, ou par celui, pour le compte de qui la lettre de change sera tirée, sans que le tireur cesse d'être personnellement obligé.*)」というときに、立法者はある程度自ら認識している。立法者は、この場合、(手形にはまったく登場せずしばしばほとんど名前もあげられておらず、そして、手形支払人をカバーするために何らかの債務を負うとしても、少なくとも手形的な債務を有しないところの) 第三者の計算で振り出されることとき手形のことを考えている。人は、この場合、先に、

手形取引への導きがそれに向けて行われるさまざまな方法についてもたらされてきているもの（第三節）に関係づけられる。商品項目の買主は、たいてい売主をしてその計算でYに振り出すように指図する。そうして買主が売買契約にもとづいてそれを資金提供するように把握されるが、しかし買主は手形法に従っては（nach Wechselrecht）責任を負う必要がないところの、手形が成立する。買主の準備に信頼しなければならぬ売主は、その手形を主張しなければならぬ。ここでは、ひとは、それゆえ、明らかに手形保証なき資金準備への義務、および、資金準備の義務なき手形保証をみるのである。しかし、たとえ振出人が他人の計算で振出さなかつたとしても、資金を準備するという義務は、そもそも引き受けられぬいし、手形的な義務としてもまた設定されぬ。手形の資金を求める請求権は、振出人に対する支払人の請求権であつて、手形所持人の振出人に対する請求権ではありえない。そして、支払人と振出人は、先に示されたように、手形団体の中に立たない。加えるに限りなく多くの手形が資金の準備なしに振り出される。取引を商館のために行う商館の出張者は、取引を手形で行い、資金の準備をもたない。この者と取引をなす者は、ほとんどの場合においてこの事情を知っている。ここで資金の準備がおこなわれるべきことを前提とすることは思いつかないことであり、それでも彼は手形を受け取るので

ある。満期日に手形が支払われなるときは、所持人は手形の遡求を旅行者に対して、この者が資金の準備をしなかつたゆえにはなく、代理の手形的義務を負うゆえに、行うのである。さらに加えるに、資金準備のための振出人の義務については手形的な諸規定がまったく与えられていないことについては、フランスの立法者もまた、「資金の準備は、支払人が振出人に何らかの法律原因に基づいて満期日に手形の額だけ債務を負っている場合にのみ存する」と言っている一一六条において自認している。

章全体の中心的規定は、資金準備における手続を正常に規律し規定へもたらすことに向けられている。立法者がとくにこの章においてとりわけ意図したことは、むしろ主として、その中に一一七条が含まれており、そして、それについてひとは以下に、遡求の理論の詳論の際に、より詳細に取り扱うであろうところのものの中に含まれている。

【以上、一一七節完。第一章完】

【訳者あとがき】

アイネルト『十九世紀における手形取引の需要に應ずる手形法』（一八三九年）の翻訳の掲載は、筆者の定年退職により今回を最終回とする。結局、アイネルトが旧派の思想を批判した【前書き】【序論】と、紙幣説の根本思想を展開し

た【第一章 商業の発達に基づく紙幣の観念と必要の発展】(S.1.S.122)を全部訳出するだけで終わった。なお、アイネルトの書物全体の訳稿はほぼ完成しているので、他日の公刊を期したい。平成七年の赴任以来、毎号、紙面を割いてくださった「筑波法政」と編集担当の先生方に心から御礼申し上げます。

(ビジネス科学研究科教授)